

# 平成30年度 宇都宮市食育推進会議

日時：平成31年3月25日（月）

14時00分から15時00分

場所：宇都宮市議会棟3階 第2委員会室

## 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委員紹介

4 副会長選出

5 議 事

(1) 「第3次宇都宮市食育推進計画」の取組状況について・・・資料1

別紙1

別紙2

別紙3

(2) 「第3次宇都宮市食育推進計画」における

目標値の設定について・・・資料2

別紙4

6 その他

7 閉会

宇都宮市食育推進会議 委員名簿

《任期：平成30（2018）年1月4日～平成32（2020）年1月3日》

委員種別	No.	氏名	団体名
第1号委員 (市議会議員)	1	金崎 芙美子	宇都宮市議会
	2	高橋 美幸	宇都宮市議会
第2号委員 (学識経験者)	3	大森 玲子	宇都宮大学
	4	小森 享	公益財団法人 栃木県農業振興公社
第3号委員 (食育の関係団体を 代表する者)	5	遠藤 秀樹	一般社団法人 宇都宮市医師会
	6	長谷川 英一	一般社団法人 宇都宮市歯科医師会
	7	湯澤 洋子	栃木県保育協議会中央地区保育研究会
	8	岩本 眞砂枝	宇都宮地区幼稚園連合会
	9	中山 玲子	宇都宮市小学校長会
	10	川崎 浩子	栃木県学校栄養士会宇河支部
	11	福田 治久	宇都宮市PTA連合会
	12	増渕 祥子	宇都宮市食生活改善推進員協議会
	13	塩沢 美枝子	宇都宮市消費者友の会
	14	高橋 友久	栃木県調理師連合会
	15	中野 智之	栃木県生活衛生同業組合協議会宇都宮支部
	16	檜原 貞亮	宇都宮商工会議所
第4号委員 (前各号に掲げる者のほか、 市長が適当と認める者)	17	見形 繁	宇都宮農業協同組合
	18	山口 和子	宇都宮市農村生活研究グループ協議会
	19	荒川 昭子	公募委員
	20	坂本 理江子	公募委員

○宇都宮市食育推進会議条例

平成18年 3月24日

条例第14号

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定に基づき、宇都宮市食育推進会議（以下「食育推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 食育推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 食育推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。



## ○宇都宮市食育推進会議規則

平成18年 3月24日

規則第13号

## (趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市食育推進会議条例（平成18年条例第14号）第4条の規定に基づき、宇都宮市食育推進会議（以下「食育推進会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 食育の関係団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 食育推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

4 会長は、食育推進会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第3条 食育推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 食育推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 食育推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (関係人の出席)

第4条 食育推進会議は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料を求めることができる。

## (庶務)

第5条 食育推進会議の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

## (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、食育推進会議の運営について必要な事項は、会長が食育推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 附属機関等の会議の公開に関する要領

### 1 目的

この要領は、市政に対する市民の理解と信頼を高めるため、附属機関等の会議の公開について必要な事項を定めることにより、その審議等の状況を市民に明らかにし、もって公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

### 2 対象

この要領の対象は、すべての附属機関等（法律又は条例により設置される附属機関、規則・要綱により設置される懇談会をいう。以下同じ。）の会議について適用する。

### 3 附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
- (2) 当該会議において、宇都宮市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

### 4 公開・非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開又は非公開は、前記3に定める附属機関等の会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議等において決定するものとする。
- (2) 附属機関等は、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 市長は、附属機関等が会議を公開するかどうかについて、公開基準に沿って適切に対応することができるよう、必要な調整を行うものとする。

### 5 公開の方法

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 附属機関等が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

### 6 会議開催の周知

附属機関等の事務を担当する課、室、所等（以下「担当課等」という。）は、会議

の開催に当たっては、公開・非公開にかかわらず、当該会議開催日の2週間前までに、次の事項を記載した文書を本庁及び主要な出先機関並びに市のホームページに掲示するとともに、報道機関へ資料提供するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- ア 会議の名称
- イ 開催日時
- ウ 場所
- エ 議題
- オ 会議の公開又は非公開の別
- カ 会議を非公開とする場合にあっては、その理由
- キ 傍聴者の定員
- ク 傍聴手続
- ケ その他必要な事項

## 7 会議録の作成

附属機関等は、会議の公開・非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

## 8 会議録の閲覧

附属機関等は、公開した会議の議事録及び会議資料について、その写しを一般の閲覧に供するものとする。

## 9 報告書の作成及び公表

会議の公開に関する状況を把握するため、行政経営部行政経営課長は、年度終了後速やかに必要な調査を実施の上、報告書を作成し、公表しなければならない。

## 10 適用期日

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

## 第3次宇都宮市食育推進計画概要版

### 第1章 計画の策定について

#### ■計画策定の趣旨

若い世代の朝食欠食、生活習慣病の予防・改善に取り組む人の減少などの課題がみられていることから、食育のさらなる推進を図るため、新たな計画を策定するもの

#### ■計画の位置づけ

- ・「食育基本法」第18条に基づく市町村計画
- ・「第5次宇都宮市総合計画基本計画後期計画」の個別計画

■計画の期間 平成29～33年度の5年間

#### ■国・県の動向

【第3次食育推進基本計画】(平成28～32年度)

- 重点課題
  - ・若い世代を中心とした食育の推進
  - ・多様な暮らしに対応した食育の推進
  - ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
  - ・食の循環や環境を意識した食育の推進
  - ・食文化の継承に向けた食育の推進

【第3期栃木県食育推進計画】(平成28～32年度)

- 食育推進の課題
  - ・食への意識の向上と生活の多様化への対応
  - ・健康な食事への対応
  - ・食品の安全・安心への理解

#### ■第2次計画の評価

##### 基本目標1 「毎日きちんと朝ごはんを食べます」

- ・子どもの頃からの規則正しい食生活の定着を図る必要がある。
- ・20歳代30歳代の若い世代の朝食摂取率の向上を図る必要がある。

##### 基本目標2 「バランスのとれた食事を楽しく食べます」

- ・肥満が増加していることから、生活習慣病の予防や改善に努める人を増やす必要がある。
- ・全世代でよく噛んで食べる人を増やす必要がある。

##### 基本目標3 「地元でとれたものを無駄なく美味しく食べます」

- ・地産地消や食品の廃棄への関心や理解が高まってきており、食や環境への理解をさらに高める必要がある。

##### 基本目標4 「食に対する関心や感謝の気持ちを持ちます」

- ・食品の安全性について不安に思う人が依然として多いため、不安解消に取り組む必要がある。

・食文化の継承のため、郷土料理などを次世代に伝えていく必要がある。  
⇒計画に計上した事業は概ね順調に進捗しており、食育の認知度は向上しているが、朝食の摂取割合が低い20歳代30歳代を中心とした若い世代の食育の推進や、肥満割合が増加傾向にある壮年期を中心とした生活習慣病の予防・改善に取り組む必要がある。

### 第2章 食育の現状と課題

#### 1 食育をめぐる本市の状況について

【人口構成及び世帯状況、健康寿命】

項目		H22年 国勢調査		H27年 国勢調査	
総人口	市	511,739人	518,594人	国	127,094,745人
15歳未満割合	市	14.2%	13.7%	国	12.6%
15～64歳割合	市	66.0%	63.3%	国	60.7%
65歳以上割合	市	19.7%	23.0%	国	26.6%
項目		H22年 国勢調査		H27年 国勢調査	
単身世帯割合	市	34.1%	33.8%	国	34.6%
65歳以上単身世帯割合	市	6.8%	8.8%	国	11.1%
核家族世帯割合	市	54.4%	56.7%	国	55.9%
ひとり親世帯	市	8.1%	8.4%	国	8.9%
共働き世帯	市	43.7%	—	国	(H22)45.4%

項目		H22年		H25年	
		男	女	男	女
健康寿命	市	78.47歳	83.16歳	78.58歳	83.17歳
※市・県・介護認定データによる	県	77.90歳	82.88歳	78.13歳	82.92歳
平均寿命	市	79.81歳	86.06歳	79.88歳	86.04歳
※国勢調査データによる	県	79.14歳	85.73歳	79.06歳	85.66歳

【主な死因】(H26人口動態統計)

- がん 28.9% (国 28.9%)
  - 心疾患 (高血圧症を除く) 15.9% (国 15.5%)
  - 脳血管疾患 10.3% (国 9.0%)
  - 肺炎 10.1% (国 9.4%)
- ⇒生活習慣病が死因の約6割を占める状況となっている。

#### 2 意識調査の結果から見る食育の現状と課題 (H28食育に関する意識調査)

- 食育の認知度：食育を知っている人の割合 90.1%
- 朝食を毎日食べる人の割合：【全体】81.9% 【20歳代】59.5% 【30歳代】74.6%
- 男性の肥満の割合：【全体】28.0% 【40歳代】31.5% 【50歳代】34.6%
- 女性のやせの割合：【全体】12.9% 【20歳代】17.2% 【30歳代】15.3%
- 主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる人の割合：
  - ほぼ毎日食べている人の割合 【全体】55.0% 【20歳代】46.4% 【30歳代】43.1%
- 栄養バランスのよい食事を心がけている人の割合：【全体】74.0% 【20歳代】68.6% 【30歳代】72.8%
- メタボリックシンドロームなどの生活習慣病の予防や改善のための行動を実践する人の割合：【全体】27.3% 【40歳代】22.3% 【50歳代】28.5%
- よく噛んで食べる人の割合：
  - 【全体】31.1% 【普通 (BMI 18.5～25.0未満)】25.8% 【肥満 (BMI 25.0以上)】20.4%
- 朝食または夕食を毎日家族と一緒に食べる人の割合：
  - 【幼児・小学生】90.5% 【中学・高校生】64.5% 【成人】59.1%
- 地産地消を知っている人の割合：85.1%
- 地域や家庭で受け継がれた料理等を継承している人の割合：41.5%
- 食品の安全性に不安を感じている人の割合：【全体】71.8% (前回 83.5%)

#### 3 課題の総括

##### 若い世代

- ・朝食の欠食が高校生の頃から始まり、20歳代30歳代で朝食の欠食率が高いことから、朝食の摂取に向けた取組が必要である。
- ・20歳代30歳代の女性は痩身志向が強く、やせが多いことから、健全な食生活に向けた取組が必要である。

##### メタボリックシンドロームの予防や改善

- ・壮年期男性の肥満が増加していることから、運動習慣を身につけることや健全な食生活の実践などメタボリックシンドロームの予防や改善に取り組む必要がある。

##### 咀嚼しやく

- ・歯周病予防や肥満の人はよく噛んでいないことなど健康との関連性が見られることから、よく噛んで食べる人を増やす必要がある。

##### 共食

- ・家族と一緒に食事をするなど共食を通して、子どもの頃から望ましい食生活の実践が必要である。
- ・高齢者の単身世帯の増加など、家庭生活の多様化に対応した取組が必要である。

##### 地場農産物への関心

- ・食に関する理解や関心を高めるため、地場農産物や食への理解、関心をさらに向上させる必要がある。

##### 食事マナーや郷土料理等への理解

- ・郷土料理などを継承している人が少ないことから、地域特性を生かした料理や家庭の味、食事マナーなど継承し次世代に伝えていく取組が必要である。

##### 食品の安全

- ・食品の安全に不安を感じる人が依然として多いことから、引き続き不安解消に向けた取組が必要である。

第2章 食育の現状と課題

(3 課題の総括)【今後取り組むべき課題】

【若い世代を中心とした食育の推進】

子どもの頃からの健全な食生活の確立とともに、若い世代が、健康を意識し主体的に、知識の習得や実践を伴う食育に取り組むための支援が必要である。

- ・ 20歳代30歳代の若い世代は、他の世代と比較して、朝食、女性のやせ、栄養バランスのとれた食事などの点で課題が多いことから健全な食生活の実践が必要である。
- ・ 20歳代30歳代はこれから親になる世代でもあり、こうした世代が食に関する知識や取組を次世代につなげていく必要がある。

【働く世代を中心とした食育の推進】

働く世代のメタボリックシンドロームの予防や改善、健全な食生活の実践など、健康寿命の延伸につながる食育の推進が必要である。

- ・ 40歳代や50歳代に肥満が多いほか、メタボリックシンドロームの予防・改善への取組や栄養バランスのよい食事の実践などの諸問題の改善に向けた取組が必要である。

【家庭や生活の状況に応じた食育の推進】

少子高齢化の進展、世帯構造や社会環境の変化に対応した食育の推進が必要である。

- ・ 食育の基本は家庭であるが、少子高齢化の進展、世帯構造や社会環境の変化による高齢者の単身世帯等の増加など家庭生活の多様化に対応し、地域や職場などにおける食育の取組が必要である。

【食に対する感謝や理解の促進】

食に対する関心を高め、これまで受け継がれてきた食文化を継承していくことが必要である。

- ・ 食品の安全性について不安に思う人が依然として多いことから不安解消に向けた、取組が必要である。
- ・ 食への理解や食を大切にすることを育てていく必要がある。

第3章 基本方針 第4章 施策・事業の展開

【基本理念】 食の大切さを理解し、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育み、人間力の向上を図る。

【5年間における取組の視点】 ・世代ごとの課題に対する食育の推進  
・地域社会全体で食育を推進

◎：重点事業（基本目標の達成や取組主体の連携強化に特に資する事業）、【新】：新規計上事業、【拡】：拡充事業、下線：民間の取組

基本目標1	基本施策	施策指標	現状 H28	目標 H33	主な事業
身体のことを考え、食事のバランスなどを心がけて食べます。	子どもの頃からの健全な食生活の推進	朝ごはんを毎日食べている子ども（小学6年生）の割合	95.5% H27調査	100%	◎3歳児健康診査における栄養指導実施事業 ◎食に関する指導実施事業
		朝ごはんを毎日食べている若い世代（20歳代30歳代）の割合	69.8%	85%以上	◎【新】高校・大学等との食育連携事業 ◎食育教室実施事業 計14事業
	生活習慣病の予防や改善に向けた食育の推進	主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる人（20歳代30歳代）の割合	44.2%	55%以上	◎【新】働く世代を対象とした食育推進事業 ◎食育出前講座
		主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる人（40歳代50歳代）の割合	49.8%	70%以上	・【新】健康経営推進事業 ・【新】糖尿病合併症予防実施事業 計17事業
		メタボリックシンドロームなどの生活習慣病の予防や改善のための食生活を実践する人（40歳代50歳代）の割合	25.2%	50%以上	
	歯と口の健康づくりの推進	ゆっくりとよく噛んで食べる人の割合	31.1%	55%以上	◎歯科健診実施事業 ・【新】中学生における歯科保健啓発事業 計7事業

基本目標2	基本施策	施策指標	現状 H28	目標 H33	主な事業
家庭だけでなく地域や職場で食を支え、楽しく食べます。	家庭における食育の推進	朝食または夕食を家族と一緒に食べる1週間あたりの日数	週5.8日	週6日以上	◎お弁当の日の実施事業 ◎【新】ワーク・ライフ・バランス推進事業 ◎【新】父と子の料理教室実施事業 計10事業
	地域や職場における食育の推進	健康づくり推進員・食生活改善推進員養成講座修了者数	1,404人	1,790人	◎健康づくり実践活動支援事業 ◎【拡】宮っこ食育応援団との連携事業 ◎【新】地域における食育推進事業 計7事業
		従業員に対し、健康に配慮した食事の提供を行う事業所の割合	37.8% H29調査	100%	

基本目標3	基本施策	施策指標	現状 H28	目標 H33	主な事業
食への関心や感謝の気持ちを持ち、地元でとれたものを無駄なくおいしく食べます。	食の循環や環境への理解の促進	宇都宮産農産物を積極的に選択する割合	52.5% H25調査	70% H30目標	◎地産地消推進事業 ◎【拡】もったいない生ごみ減量化事業 ・【新】もったいない残しま10！運動実施事業 ・【新】アグリスクール実施事業 計14事業
		食べ残しや食品の廃棄に関して気をつけている人の割合	92.4%	100%	
	食文化の継承	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている人の割合	31.4%	50%以上	◎学校給食における食文化の継承推進事業 ◎文化イベント事業における伝統食の周知啓発事業 ・【新】宇都宮産米消費拡大事業 計5事業
		給食に出る五目ちらしなどの行事食やしもつかれなどの郷土料理を知っている子ども（小学6年生）の割合	87.1% H27調査	100%	
	食品の安全性の確保	食品の安全性に不安を感じている人の割合	71.8%	50%以下	◎市民・事業者へのリスクコミュニケーション推進事業 ・【新】調理従事者講習会実施事業 計6事業

第5章 計画の推進

- 「家庭」を基本として、「保育園、幼稚園、学校」、「地域団体」、「生産者・事業者」、「行政」が連携強化しながら、地域社会全体で一体的な食育の取組を推進
- 宇都宮市食育推進会議：教育や医療等の関係団体や市民で構成される会議において、意見交換や情報交換等を実施し、連携強化を図り市全体で推進
- 食育推進検討委員会：庁内関係部署から構成され、関係部署が連携を図りながら施策事業を実施

## 「第3次宇都宮市食育推進計画」の取組状況について

## 1 計画の体系

本計画は、市民が食育の「実践」を通して、生涯にわたり人間力の向上を図るための指針として基本理念を掲げている。

また、基本理念のもと、市民の目指すべき姿として3つの基本目標を掲げるとともに、基本目標の達成指標となる実践目標（数値目標）を設定している。

さらに、基本目標を達成するため、食育に関わりが深く、相互に関連する8つの「基本施策」を計画施策の体系の柱とし、連携を図りながら一体的に食育の取組を推進している。

## 〔計画の体系〕

## 基本理念

食の大切さを理解し、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育み、人間力の向上を図る。

## 【基本目標1】

身体の事を考え、食事のバランスなどを心がけて食べます。

## 【基本目標2】

家庭だけでなく地域や職場で食を支え、楽しく食べます。

## 【基本目標3】

食への関心や感謝の気持ちを持ち、地元でとれたものを無駄なくおいしく食べます。

## 8 つ の 基 本 施 策

子どもの頃からの健全な食生活の推進

生活習慣病の予防や改善に向けた食育の推進

歯と口の健康づくりの推進

家庭における食育の推進

地域や職場における食育の推進

食の循環や環境への理解の促進

食文化の継承

食品の安全性の確保

事業数	14	17	7	10	7	14	5	6	合計	80
重点	4	2	1	2	3	2	2	1		17

## 2 平成29年度の進捗について（別紙1, 別紙2参照）

### (1) 評価基準について

評価の基準について、下記のとおりとする。（本市の行政評価の基準を参考）

#### <構成事業の評価基準>

- ・ 年次目標に対する進捗率が、90%以上 : A 達成している
- ・ 年次目標に対する進捗率が、70～90%未満 : B 概ね達成している
- ・ 年次目標に対する進捗率が、70%未満 : C 達成していない

#### <基本施策・重点事業の評価基準>

- ・ 構成事業の評価A・B割合90%以上 : 順調
- ・ 構成事業の評価A・B割合65～90%未満 : 概ね順調
- ・ 構成事業の評価A・B割合65%未満 : やや遅れ

### (2) 基本施策別の評価（括弧内の数字は重点事業数）

- ・ 基本目標の達成に向けて取り組むべき施策として設定されている8つの基本施策について評価した。
- ・ 基本施策別の取組状況は、構成事業が目標に対して〔A達成している〕または〔B概ね達成している〕の割合は、全ての基本施策で100%であり、取組状況は順調である。

「7 食文化の継承」の構成事業のうち、「文化イベント事業における伝統食の周知啓発事業」（重点事業）は、天候不良により事業が中止となったため評価対象外とした。

基本施策	構成事業の評価			事業数	基本施策の評価 (A・B割合)
	A	B	C		
1 子どもの頃からの健全な食生活の推進	11 (3)	3 (1)	0	14 (4)	順調 (100%)
2 生活習慣病の予防や改善に向けた食育の推進	15 (2)	2	0	17 (2)	順調 (100%)
3 歯と口の健康づくりの推進	7 (1)	0	0	7 (1)	順調 (100%)
4 家庭における食育の推進	9 (2)	1	0	10 (2)	順調 (100%)
5 地域や職場における食育の推進	7 (3)	0	0	7 (3)	順調 (100%)
6 食の循環や環境への理解の促進	12 (2)	2	0	14 (2)	順調 (100%)
7 食文化の継承	4 (1)	0	0	4 (1)	順調 (100%)
8 食品の安全性の確保	6 (1)	0	0	6 (1)	順調 (100%)

### (3) 重点事業の評価

- 基本目標の達成に特に資する事業を重点事業として設定したため、その重点事業について評価した。
- 重点事業の17事業のうち、評価対象外となった1事業を除く16事業において、平成29年度の年次目標に対して、〔A達成している〕は15事業（93.8%）、〔B概ね達成している〕は1事業（6.2%）となっている。A・B割合は16事業（100%）であり、重点事業の取組状況は順調である。
- 〔B概ね達成している〕となった、保健センターの食育教室実施事業について、目標値には届かなかったものの、保護者や妊婦を対象とした若い世代が中心の事業に見直した結果、若い世代にアプローチすることができた。

構成事業の評価	事業数	割合	重点事業の評価 (A・B割合)
A 達成している（進捗率90%以上）	15	93.8%	順調 (100%)
B 概ね達成している（進捗率70～90%未満）	1	6.2%	
C 達成していない（進捗率70%未満）	0	0%	
合計	16		

### (4) 全体の事業評価

- 全ての基本施策において取組状況が順調であることに加え、重点事業においても取組状況が順調であることから、計画全体の取組状況は順調であった。
  - 重点事業において、清原工業団地・宇都宮工業団地等の協力を得て、工業団地主催の研修会等を通じ事業主や健康管理担当者に「働く世代を対象とした食育推進事業」の案内等を行った結果、事業所に栄養士を派遣する食育出前講座の実施回数が9回から12回に増加した。  
また、地産地消推進事業では、地産地消に積極的に取り組む「うつのみや地産地消推進店」の登録のために民間事業者などが運営する農産物直売所に加入促進を行った結果、登録件数が129店舗から136店舗に増加した。
  - 関係課や関係団体が連携して事業に取り組んだ結果、若い世代や働く世代の食育の推進を図ることができた。
- ※ なお、実施した連携事業の例は別紙3のとおり

施策事業の進捗状況

基本施策 1 子どもの頃からの健全な食生活の推進

事業数	A	B	C	A・B割合(%)	状況
14(4)	11(3)	3(1)	0	100(100)	順調

【これまでの取組】

- ・ 3歳児健康診査や食育教室などにおいて、子どもや保護者に向けた講話を実施し、子どもの頃からの望ましい食習慣の定着に向けて取り組んだ。
- ・ 高校・大学等と連携し、若い世代自身が参加し、食への関心の向上が図れるよう、学食や文化祭の機会を活用した啓発に取り組んだ。

【重点事業】

3歳児健康診査における栄養指導実施事業、食に関する指導実施事業、高校・大学等との食育連携事業、食育教室実施事業

【進捗状況等】

- ・ A・Bの割合(%)は100%で、施策の進捗は順調である。
- ・ 子どもの頃からの基本的な食習慣を身につけ、大人になっても継続できるよう、学校や保育所等の関係団体と連携した食育の推進に取り組んでいく。

基本施策 3 歯と口の健康づくりの推進

事業数	A	B	C	A・B割合(%)	状況
7(1)	7(1)	0	0	100(100)	順調

【これまでの取組】

- ・ 歯科健診を実施するとともに、講座やイベントを通じて歯周病の知識やかかりつけ歯科医を持つこと、定期的な歯科健診受診の必要性等の普及啓発に取り組んだ。
- ・ 「歯・口の役割や機能」についての理解促進や歯みがき習慣の定着を図るため、「歯科保健DVD」を全市立中学校に配付し、全校において歯と口の健康づくりの推進に取り組んだ。

【重点事業】

歯科健診実施事業

【進捗状況等】

- ・ A・Bの割合(%)は100%で、施策の進捗は順調である。
- ・ 引き続き、よく噛んでおいしく食べるための歯と口の健康づくりに取り組んでいくとともに、子どもの頃からのむし歯予防や歯の喪失につながる働く世代の歯周病予防などに取り組んでいく。

基本施策 2 生活習慣病の予防や改善に向けた食育の推進

事業数	A	B	C	A・B割合(%)	状況
17(2)	15(2)	2	0	100(100)	順調

【これまでの取組】

- ・ 地域職域・連携推進協議会と連携し、事業所を対象とした健康講座を実施し、生活習慣病の予防に向けた啓発に取り組んだ。
- ・ 食育フェアや健康づくり栄養教室の開催を通じて生活習慣病の予防や改善に向け、正しい食生活の定着などの普及啓発に取り組んだ。

【重点事業】

働く世代を対象とした食育推進事業、食育出前講座

【進捗状況等】

- ・ A・Bの割合(%)は100%で、施策の進捗は順調である。
- ・ 生活習慣病の予防や改善のための食生活を実践することができるよう、引き続き、事業所に向けた啓発や、教室等を通じた健康教育に取り組んでいく。

基本施策 4 家庭における食育の推進

事業数	A	B	C	A・B割合(%)	状況
10(2)	9(2)	1	0	100(100)	順調

【これまでの取組】

- ・ 全市立小中学校において、児童生徒の食への関心を高め、食への感謝の心などを育むため、学校と家庭が連携した「お弁当の日」に取り組んだ。
- ・ 家族向けセミナーや子育て世代を対象とした講座等により、家族とのふれあいや共食の推進に取り組んだ。

【重点事業】

お弁当の日の実施事業、ワークライフバランス推進事業

【進捗状況等】

- ・ A・Bの割合(%)は100%で、施策の進捗は順調である。
- ・ 各家庭において食育の実践につながるよう、引き続き、家庭に向けた食育の啓発に取り組んでいく。

【構成事業の評価基準】

A：年次目標に対する進捗率90%以上  
 B：年次目標に対する進捗率70～90%未満  
 C：年次目標に対する進捗率70%未満  
 (本市行政評価の基準を参考に設定)

【表の見方】 (例) 基本施策 4 家庭における食育の推進

事業数	A	B	C	A・B割合(%)	状況
10(2)	9(2)	1	0	100(100)	順調

基本施策に位置付けられる事業数。( )内は重点事業数。

【基本施策の評価基準】

順調：A・B割合90%以上  
 概ね順調：A・B割合65～90%未満  
 やや遅れ：A・B割合65%未満  
 (本市行政評価の基準を参考に設定)

### 基本施策5 地域や職場における食育の推進

事業数	A	B	C	A・B割合(%)	状況
7(3)	7(3)	0	0	100(100)	順調

#### 【これまでの取組】

- 若い世代や働く世代を対象として、地域の食生活改善推進員と連携した普及啓発に取り組んだ。
- 学校や関係団体等の協力を得ながら、年間を通じ地域社会で食育活動に取り組み、食育の推進に取り組んだ。

#### 【重点事業】

健康づくり実践活動支援事業、宮っこ食育応援団との連携事業  
地域における食育推進事業

#### 【進捗状況等】

- A・Bの割合(%)は100%で、施策の進捗は順調である。
- 学校や関係団体等の協力を得ながら、地域社会全体で食育が推進されるよう、連携・協力を強化していく。

### 基本施策7 食文化の継承

事業数	A	B	C	A・B割合(%)	状況
4(1)	4(1)	0	0	100(100)	順調

#### 【これまでの取組】

- 全市立小中学校の学校給食に郷土料理や行事食を取り入れ、料理の紹介を行うなど、児童生徒の食文化の理解促進に取り組んだ。
- 郷土食への関心や理解を深めるためのイベントや講習会を開催したほか、テキストを活用した周知啓発に取り組んだ。

#### 【重点事業】

学校給食における食文化の継承推進事業、文化イベント事業における伝統食の周知啓発事業

#### 【進捗状況等】

- 「文化イベント事業における伝統食の周知啓発事業」は、天候不良により事業が中止となったため評価対象外となった。
- A・Bの割合(%)は100%で、施策の進捗は順調である。引き続き、食文化の理解促進のため、食育に取り組んでいく。

### 基本施策6 食の循環や環境への理解の促進

事業数	A	B	C	A・B割合(%)	状況
14(2)	12(2)	2	0	100(100)	順調

#### 【これまでの取組】

- 地産地消を推進するため、地産地消推進店の加入促進を行ったほか、地産地消推進店と連携した「食べよう！採れたて うつのみや産 キャンペーン」に取り組んだ。
- 学校給食での取り組みや地産地消の取り組み、もったいない残しま10！運動などの食育月間パネル展を開催し、食育に関する普及啓発に取り組んだ。

#### 【重点事業】

地産地消推進事業、もったいない生ごみ減量化事業

#### 【進捗状況等】

- A・Bの割合(%)は100%で、施策の進捗は順調である。
- 引き続き、地産地消推進店の加入促進やキャンペーンを実施するほか、食育に関する取組の周知啓発をしていく。

### 基本施策8 食品の安全性の確保

事業数	A	B	C	A・B割合(%)	状況
6(1)	6(1)	0	0	100(100)	順調

#### 【これまでの取組】

- 食品の安全性やリスク等について、市民や食品事業者、行政が相互に理解できるよう意見交換会や出前講座の実施に取り組んだ。
- 大規模食中毒を未然に防止するため、調理従事者に対する講習会の開催や調理施設に対する監視指導に取り組んだ。

#### 【重点事業】

市民・事業者へのリスクコミュニケーション推進事業

#### 【進捗状況等】

- A・Bの割合(%)は100%で、施策の進捗は順調である。
- 引き続き、意見交換会や出前講座を開催し、リスクコミュニケーションを推進していく。また、大規模食中毒を未然に防止するため学校給食や弁当調理施設等に対して重点的に監視指導に取り組んでいく。

#### 【構成事業の評価基準】

A：年次目標に対する進捗率90%以上  
B：年次目標に対する進捗率70~90%未満  
C：年次目標に対する進捗率70%未満  
(本市行政評価の基準を参考に設定)

#### 【表の見方】 (例) 基本施策4 家庭における食育の推進

事業数	A	B	C	A・B割合(%)	状況
10(2)	9(2)	1	0	100(100)	順調

基本施策に位置付けられる事業数。( )内は重点事業数。

#### 【基本施策の評価基準】

順調：A・B割合90%以上  
概ね順調：A・B割合65~90%未満  
やや遅れ：A・B割合65%未満  
(本市行政評価の基準を参考に設定)

1 子どもの頃からの健全な食生活の推進 (◎は重点事業)

No.	事業名	指 標	H29 評価
1	◎3 歳児健康診査における栄養指導実施事業	3 歳児健診実施回数	A
2	◎食に関する指導実施事業	学校栄養士が食に関する事業に参画した学校数	A
3	◎高校・大学等との食育連携事業	啓発事業の実施回数	A
4	◎食育教室実施事業	教室受講人数	B
5	食育啓発イベント実施事業	イベント開催回数	A
6	給食施設指導事業	巡回指導を実施する給食施設数	A
7	食育情報コーナーでの食育啓発事業	資料配布数	B
8	働く世代を対象とした食育推進事業	啓発事業の実施回数	A
9	調理実習レシピを活用した食育啓発事業	新作レシピ総掲載数	A
10	栄養相談(母子) ※子どもに関する相談	地区の栄養相談・親子の食生活の相談実施回数	A
11	教育・保育施設等における献立等を通じた家庭への食育啓発事業	食育だよりを発行している教育・保育施設等の割合	B
12	お弁当の日の実施事業	「お弁当の日」を実施している学校数	A
13	学校における献立等を通じた家庭への食育啓発事業	食育だよりを発行している学校数	A
14	学校における食育の家庭・地域連携事業	交流給食を実施している学校数	A

2 生活習慣病の予防や改善に向けた食育の推進 (◎は重点事業)

No.	事業名	指 標	H29 評価
15	◎働く人世代を対象とした食育推進事業	啓発事業の実施回数	A
16	◎食育出前講座	講座の実施回数	A
17	栄養相談事業	相談の実施回数	A
18	給食施設指導事業	巡回指導を実施する給食施設数	A
19	健康づくり栄養教室実施事業	受講者数	A
20	健康づくり実践活動支援事業	全体研修会及びスキルアップ研修の実施回数	A
21	食育教室実施事業	教室の受講者数	B
22	食育啓発イベント実施事業	イベント開催回数	A
23	食育指導者研修会実施事業	研修会実施回数	A
24	食育情報コーナーでの食育啓発事業	資料配布数	B
25	食に関する取組実施団体の登録事業	宮っこ食育応援団の登録団体数	A
26	食の自立支援(配食サービス)事業	配食サービス提供食数	A
27	糖尿病普及啓発事業	事業の実施回数	A
28	ヘルシーメニューの普及啓発事業	食生活改善推進員のヘルシーメニューを活用した講話・調理実習・試食提供の実施回数	A
29	宮っこ食育応援団との連携事業	食育啓発イベント等への協力団体数	A
30	健康経営推進事業	健康経営に関するセミナーの開催回数	A
31	糖尿病合併症予防実施事業	糖尿病合併症予防講習会開催数	A

3 歯と口の健康づくりの推進 (◎は重点事業)

No.	事業名	指 標	H29 評価
32	◎歯科検診実施事業	集団健診実施回数	A
33	歯の健康講座実施事業	講座の参加者数	A
34	歯と口腔の健康づくり出前講座実施事業	講座の実施回数	A
35	歯と口の健康週間イベント実施事業	歯と口の健康週間イベント入場者数	A
36	子どものむし歯予防事業	2 歳 5 か月児歯科健康診査受診率	A
37	歯の健康教室実施事業	小学 3 年生対象「歯の健康教室」実施校	A
38	中学生における歯科保健啓発事業	歯科保健指導実施校	A

4 家庭における食育の推進 (◎は重点事業)

No.	事業名	指 標	H29 評価
39	◎お弁当の日の実施事業	「お弁当の日」を実施している学校数	A
40	◎ワーク・ライフ・バランス推進事業	食に関する講座開催数	A
41	栄養相談(母子) ※子どもに関する相談	地区の栄養相談・親子の食生活の相談実施回数	A
42	ふれあいのある家庭づくり推進事業	ふれあいのある家庭づくり作品コンクール作品応募数	B
43	健康教育(母子) ※離乳食に関する健康教育	すこやか親子講座実施回数	A
44	3 歳児健康診査における栄養指導実施事業	3 歳児健診実施回数	A
45	在家庭乳幼児や保護者への食育啓発事業	食育に関する講座への参加親子数	A
46	うつのみや版親学の推進事業	親学出前講座全体の実施回数における食育関連講座の割合	A
47	各種家庭教育講座の実施事業	各生涯学習センターにおける子育て世代を対象にした講座開催数	A
48	父と子の料理教室実施事業	父と子の料理教室開催回数	A

5 地域や職場における食育の推進 (◎は重点事業)

No.	事業名	指 標	H29 評価
49	◎健康づくり実践活動支援事業	全体研修会及びスキルアップ研修の実施回数	A
50	◎宮っこ食育応援団との連携事業	市の食育活動に協力した宮っこ食育応援団の数	A
51	◎地域における食育推進事業	食生活改善推進員の地区活動数	A
52	食に関する取組実施団体の登録事業	宮っこ食育応援団登録団体数	A
53	食育啓発イベント実施事業	イベント開催回数	A
54	給食施設指導事業	巡回指導を実施する給食施設数	A
55	健康経営推進事業	健康経営に関するセミナーの開催回数	A

6 食の循環や環境への理解の促進 (◎は重点事業)

No.	事業名	指 標	H29 評価
56	地産地消推進事業	地産地消推進店店舗数	A
57	もったいない生ごみ減量化事業	分別講習会等の参加者数	A
58	食育月間における啓発事業	関係各課の食育月間における取組の合計数	A
59	食育指導者研修会実施事業	研修会実施回数	A
60	食育情報コーナーでの食育啓発事業	資料配布数	B
61	教育・保育施設等における食物栽培体験事業	栽培体験を実施している教育・保育施設等の割合	A
62	「もったいない残しま10(てん)！」運動実施事業	「もったいないフェア」来場者数	A
63	食農体験学習事業	事業実施校数	A
64	農林業祭実施事業	来場者数	B
65	宇都宮産米消費拡大事業	お米セット配布数	A
66	市場流通に係る普及啓発事業	市場見学会の実施回数	A
67	中央卸売市場出張市場講座実施事業	講座の実施回数	A
68	学校給食における地産地消推進事業	学校給食に使用した食品のうち地場産食材数の割合	A
69	アグリスクール実施事業	アグリスクールの実施回数	A

7 食文化の継承 (◎は重点事業)

No.	事業名	指 標	H29 評価
70	◎学校給食における食文化の継承推進事業	学校給食に郷土料理や行事食を提供している学校数	A
71	◎文化イベント事業における伝統食の周知啓発事業	伝統食の試食数とミニ料理教室の参加者数	—
72	宇都宮産米消費拡大事業	お米セット配布数	A
73	伝統文化ホームページ(宇都宮の歴史と文化財ホームページ)や広報紙等による周知啓発事業	伝統料理講座、伝統文化講座、上河内民俗資料館の講座受講人数	A
74	伝統料理講習会実施事業	伝統料理食講座の開催数	A

8 食品の安全性の確保

No.	事業名	指 標	H29 評価
75	◎市民・事業者へのリスクコミュニケーション推進事業	講習会の開催回数	A
76	食品関係施設への監視指導実施事業	監視件数	A
77	食品安全イベント実施事業	イベント開催数	A
78	食品衛生に関するホームページやメール配信等による周知啓発事業	情報誌配布部数	A
79	食品事業者への衛生知識の普及啓発事業	食品衛生講習会開催数	A
80	調理従事者講習会実施事業	調理従事者講習会実施回数	A

## 食育の推進に向けた連携事業について

## 1 連携事業の概要

「第3次宇都宮市食育推進計画」における5年間の取組視点として、「世代ごとの課題に対する食育の推進」「地域社会全体で食育を推進」が掲げられており、若い世代や働く世代の食育の課題解決に向け、家庭を中心に、学校、地域、事業所などの地域団体や関係団体が連携し、地域社会全体で食育を進めていくこととしている。

## 【関係団体との連携例】H29～

「高校・大学等との食育連携事業」として、宇都宮大学とIFC栄養専門学校の学生を対象に、授業の一環で食生活改善推進員・市（健康増進課）が、調理実習を通じ若い世代の課題となっている朝食の欠食、女性のやせ、栄養バランスのよい食事の実践に向けて事業を実施した。

	H29		H30	
宇都宮大学	教育学部（家政専攻）学生 9名		教育学部（家政専攻）学生 10名 地域デザイン科学部 学生 17名	
IFC 栄養 専門学校	2年生 60名		2年生 60名	
実施内容と 役割	学校	・授業の一環として事業の実施		
	市	・本市における若い世代の食育の現状についての講話 ・調理実習の説明（宇都宮大学と市が共同開発したヘルシー地産地消メニュー（ぎょうざ風あんかけ）の調理実習）		
	食生活 改善推進員	・朝ごはんの大切さなど食生活に関する講話 ・調理実習の指導・調理補助		

## 【連携の効果】

- ・ 事業に参加した学生からは「食事についての講話や調理実習が参考になった」、「地域の方と交流することで、授業では学べない市の現状や食生活改善推進員の実際の活動などを知ることができた」等の反応が聞かれ、若い世代が地域の活動を身近に感じるとともに、学生自身が改めて食について考える機会に繋がった。
- ・ 一方で、食生活改善推進員からは「今回の授業を通し、若い世代からの食育の推進が重要だと改めて認識することができた」、「若い世代を対象とした取組を地域でも広めていきたい」等の反応が聞かれた。
- ・ 学校・地域団体・行政が連携し、事業を実施したことで、行政や地域団体だけではアプローチが難しかった若い世代に対し、食育の推進を図ることができた。

<参考>

【市内での連携例】H30～

子ども家庭課が実施している「3歳児健康診査における栄養指導実施事業」において、栄養士が栄養指導時に配布している、子どもの食事についての啓発チラシに保護者に向けた啓発として食事のポイント等を掲載し、子どもの健康と関連付け、保護者の望ましい食生活の定着化に向け意識醸成を行った。

取組事業	対象	実施内容（H29）	実施内容（H30）
3歳児健康診査	子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙芝居</li> <li>・子どもの食事の指導</li> <li>・子どもの食事についてのチラシ配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙芝居</li> <li>・子どもの食事の指導</li> <li>・子どもの食事についてのチラシ配布</li> </ul>
	※対象者： 4,500人/年 保護者	—	★上記のチラシに、 <u>保護者に向けた食事のポイント</u> を掲載

【連携の効果】

- ・ 従事した栄養士からは、「子どもの食生活の改善には大人の食習慣が大きく関わることから、子ども向けの啓発と保護者向けの啓発を同時に行うことは良いこと」との反応が聞かれた。
- ・ 保護者からは、「自分の食事のことは後回しになりがちなので、少しでもチラシに保護者にも必要な情報があるとありがたい」等の声があり、今回の1つの事業において連携し、子どもを対象とした内容の啓発にプラスして、保護者を対象とした啓発を行ったことで、大きな効果が得られた。

## 「第3次宇都宮市食育推進計画」における目標値の設定について

## ◎ 趣旨

関連計画である「第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」が改定されたことに伴い、第3次宇都宮市食育推進計画の目標値を設定するもの

## 1 目標値の設定を行う施策指標について（別紙4参照）

基本目標3 「食への関心や感謝の気持ちを持ち、  
地元でとれたものを無駄なくおいしく食べます」

基本施策6 「食循環や環境への理解の促進」

施策指標 「宇都宮産農産物を積極的に選択する割合」

## 2 目標値の設定

関連計画である「第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」が改定されたことに伴い、本計画の目標値について、下記のとおり設定する。

施策指標	策定時	現状	【設定】 目標値
宇都宮産農産物を積極的に選択する割合	52.5% (2013 [H25] 年度)	78.5% (2018 [H30] 年度)	70.0% (2018 [H30] 年度)

【設定】 目標値
93.7% (2021 [H33] 年度)

※ 世論調査により、毎年度現状値の把握が可能

## ※1 「第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」について

## 1 計画の目的

本市の農業が「食」と「農」を取り巻く環境変化に的確に対応し、本市に備わる豊かな農資源と地理的優位性を活かしながら持続的に営まれ、また、市民に高品質な農産物を安定的に供給できる価値の高い産業として発展できるよう、総合的に施策を推進するため策定するもの

## 2 計画の位置づけ

「第6次宇都宮市総合計画基本計画」の分野別計画である「産業・環境の未来都市」の実現に向けた本市農業行政の指針となるもの

## 3 計画期間

2014（平成26）年度から2023（平成35）年度

※2018（平成30）年度：前期計画の最終年度

「第3次宇都宮市食育推進計画」における施策指標及び目標値の設定について

◎：重点事業（基本目標の達成や取組主体の連携強化に特に資する事業），【新】：新規計上事業，【拡】：拡充事業，下線：民間の取組

基本目標		基本施策	施策指標	現状 (H28)	目標 (H33)	主な事業
基本目標1	身体のことを考え、食事のバランスなどを心がけて食べます。	基本施策1 子どもの頃からの健全な食生活の推進	・朝ごはんを毎日食べている子ども（小学6年生）の割合	95.5% (H27)	100%	◎3歳児健康診査における栄養指導実施事業 ◎食に関する指導実施事業
			・朝ごはんを毎日食べている若い世代（20歳代，30歳代）の割合	69.8%	85%以上	◎【新】高校・大学等との食育連携事業 ◎食育教室実施事業 計14事業
		基本施策2 生活習慣病の予防や改善に向けた食育の推進	・主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べている人（20歳代，30歳代）の割合	44.2%	55%以上	◎【新】働く世代を対象とした食育推進事業 ◎食育出前講座
			・主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べている人（40歳代，50歳代）の割合	49.8%	70%以上	・【新】健康経営推進事業 ・【新】糖尿病合併症予防実施事業 計17事業
基本施策3 歯と口の健康づくりの推進	・ゆっくりとよく噛んで食べる人の割合	25.2%	50%以上	◎歯科健診実施事業 ・【新】中学生における歯科保健啓発事業 計7事業		
基本目標2	家庭だけでなく地域や職場で食を支え、楽しく食べます。	基本施策4 家庭における食育の推進	・朝食または夕食を家族と一緒に食べる1週間あたりの日数	週5.8日	週6日以上	◎お弁当の日の実施事業 ◎【新】ワーク・ライフ・バランス推進事業 ・【新】父と子の料理教室実施事業 計10事業
		基本施策5 地域や職場における食育の推進	・健康づくり推進員・食生活改善推進員養成講座修了者数	1,404人	1,790人	◎健康づくり実践種別支援事業 ◎【拡】宮っこ食育応援団との連携事業
	・従業員に対し、健康に配慮した食事の提供を行う事業所の割合（給食施設の届出が必要な事業所）		37.8%	100%	◎【新】地域における食育推進事業 計7事業	
基本目標3	食への関心や感謝の気持ちを持ち、地元でとれたものを無駄なくおいしく食べます。	基本施策6 食の循環や環境への理解の促進	・宇都宮産農産物を積極的に選択する割合	52.5% (H25)	70%* (H30)	◎地産地消推進事業 ◎【拡】もったいない生ごみ減量化事業
			・食べ残しや食品の廃棄に関して気をつけている人の割合	92.4%	100%	・【新】もったいない残しま <sup>てん</sup> ！運動実施事業 ・【新】アグリスクール実施事業 計14事業
		基本施策7 食文化の継承	・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている人の割合	31.4%	50%以上	◎学校給食における食文化の継承推進事業 ◎文化イベント事業における伝統食の周知啓発事業
			・給食に出る五目ちらしなどの行事食やしもつかれなどの郷土料理を知っている子ども（小学6年生）の割合	87.1% (H27)	100%	・【新】宇都宮産米消費拡大事業 計5事業
基本施策8 食品の安全性の確保	・食品の安全性に不安を感じている人の割合	71.8%	50%以上	◎市民・事業者へのリスクコミュニケーション推進事業 ・【新】調理従事者講習会実施事業 計6事業		

※「第2次宇都宮市地産地消推進計画」の現状値及び目標値